

自由金利型定期預金（M型）（愛称：スーパ一定期）説明書

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) (愛称) スーパ一定期	
	<単利型>	<複利型>
2. 販売対象	・法人、個人	・個人の方に限ります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年の定型方式 ・1カ月超10年未満の満期日指定方式 ・預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。(ただし、満期日が預入応答日のものに限ります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年、4年、5年、6年、7年、8年、9年、10年の定型方式 ・3年超10年未満の満期日指定方式 ・預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。(ただし、満期日が預入応答日のものに限ります。)
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上 ・「総合口座」は1万円以上 ・1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・1円以上 ・「総合口座」は1万円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法 (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(預入時の店頭表示金利を満期日の前日まで適用します。) ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 <p>・法人の場合、法人課税</p> <p>・個人の場合、分離課税(税率20%)</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(預入時の店頭表示金利を満期日の前日まで適用します。) ・満期日以後に一括して支払います。 <p>・6カ月毎の複利計算</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> <p>・分離課税(税率20%)</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>
7. 手数料	—————	—————
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。未成年の方はご利用いただけません。) ・個人の方はマル優の取扱いができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。未成年の方はご利用いただけません。) ・マル優の取扱いができます。

9. 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、後記の定期預金の中途解約利率一覧表の（表1）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。 	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、後記の定期預金の中途解約利率一覧表の（表1）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6カ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時30分、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>	
11. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 非自動継続扱いの場合または自動継続を停止した場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 個人の方はお取引内容により金利を上乗せする金利優遇制度（スーパーアルファ）を適用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 非自動継続扱いの場合または自動継続を停止した場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 お取引内容により金利を上乗せする金利優遇制度（スーパーアルファ）を適用します。
<p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>		

(平成 27 年 10 月 1 日現在)